

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり公表します。

▼健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
- (14.80)	- (19.80)	3.4 (25.0)	- (350.0)

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が無いことから「-」で表しています。将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債が無いことから「-」で表しています。
() 内は早期健全化基準です。

▼資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	-	(20.0)
個別排水処理施設特別会計	-	
農業集落排水特別会計	-	
下水道特別会計	-	

備考 「-」は、資金不足額がないことを表しています。